

地域再生法の一部を改正する法律について

平成26年11月21日、改正地域再生法が可決成立し、同年12月15日に施行しました。
主なポイントは以下の通りです。

改正の背景

○ 地域再生法によるこれまでの取り組み

- ・ 地域再生は、地域の知恵を生かした自主的・自立的な取組を国が支援することにより、我が国の活力の源泉である地域の活力を再生しようとするものです。
- ・ 平成17年4月に地域再生法が施行されて以来、1,718件の地域再生計画が認定され、現在も503件の地域再生計画が実施中です。



○ 地域再生を進めていく上での課題 — 地方公共団体が困っていること、指摘している課題 —

- ✓ 現在の制度では対応できない隙間を埋めてほしい。
- ✓ 各省所管の地域活性化関連の計画をワンストップで運用できるようにしてほしい。
- ✓ 事業実施の段階で各省庁との協議がまとまらないときには、どこかで総合的に調整してほしい。



課題解決のために地域再生法を改正

法律の改正内容

① 内閣総理大臣に対する新たな支援措置等の提案制度を創設（第4条の3）

地方公共団体は、いつでも、内閣総理大臣に対して**税制・財政・金融などの新たな支援措置等の提案**をすることができます。

内閣総理大臣は**必ず回答**します。

- ・ 新たな措置を講ずる必要がある場合
→ 地域再生基本方針を変更します。
- ・ 新たな措置を講ずる必要がない場合
→ その理由を地方公共団体に通知します。

② 内閣総理大臣に対して支援措置の内容、法令解釈について確認する制度を創設（第5条第11項～第14項）

地方公共団体は、実施しようとする事業に関連し、**補助金等の支援措置の内容や規制等の有無など法令の解釈**を内閣総理大臣に**事前に確認**を求めることができます。

内閣総理大臣が**一元的に対応**します。

- ・ 関係する省庁の回答をすべて、内閣総理大臣が取りまとめて、地方公共団体に回答します。

具体的な事例：北海道下川町

人口約3,500人の下川町では、高齢者用の住宅とその住宅に住む方々のための共同菜園を整備した地域に、あわせて、地元森林資源を活用したエネルギー自給システムの構築を目指すなど、地域産業の活性化と高齢化対応に取り組みを進めています。

2



③ 認定手続・提出手続のワンストップ化

(第17条の5～第17条の7、第6条の2)

地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減が図られます。

◎ 認定手続のワンストップ化

地域再生計画に、以下の計画と一緒に作成して、地域再生計画の認定を受けたときは、以下の計画も認定の効力が発生します。

- ✓ 中心市街地活性化法の基本計画 → 中心市街地の賑わいを後押し
- ✓ 構造改革特区法の構造改革特別区域計画 → 構造改革特区の規制緩和を同時に実現
- ✓ 企業立地促進法の基本計画 → 企業誘致とインフラ整備を一体で推進

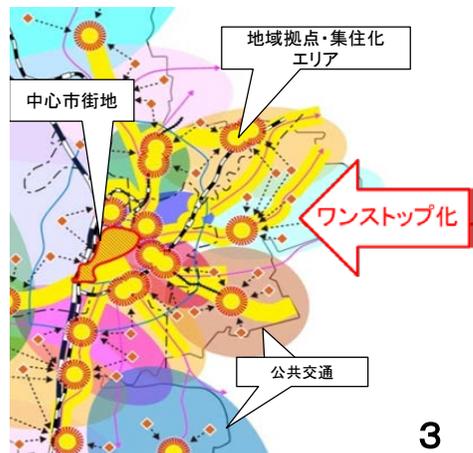
◎ 提出手続のワンストップ化

地域再生計画と以下の計画と一緒に作成した場合には、一括して提出することができます。

- ✓ 都市再生特措法の都市再生整備計画 → コンパクトシティや地域の公共交通等の地域再生施策と一緒に企画・立案
- ✓ 地域公共交通活性化・再生法の地域公共交通網形成計画 等7計画

具体的な事例：熊本市

熊本市では、市域が拡散している中で、その市域にいくつかの拠点をつくり、それらをうまく連携させることにより、持続可能な都市とすることを目指しており、コンパクトシティの形成、地域公共交通の再生、中心市街地活性化といった計画をワンパッケージで同時に作成しようとしています。



持続可能で創造的な多核連携都市

- (1)コンパクトシティの形成
・中心市街地や地域拠点への都市機能集積を図る。
・利便性の高い公共交通軸沿線に居住促進を図る。
- (2)地域公共交通の再生
・中心市街地と地域拠点を利便性の高い公共交通で結ぶ。
・地域拠点等における乗換拠点整備を交通事業者と共に進める。
- (3)中心市街地活性化
・熊本城の復元や市街地再開発事業等により交流拠点を整備する。
・公共交通による来街を促すと共に居心地よい空間を創出する。

④ 内閣総理大臣による事務の調整・勧告等の制度を創設 (第10条の2)

地域再生計画の認定を受けた地方公共団体は、計画を実施する際に関係省庁との調整が困難な場合には、**関係省庁の事務の調整を要請**することができます。

(具体例)

- ・各省庁の補助金等の執行スケジュールがばらばらであることなどにより、地方公共団体が施策を実施するに当たり支障が生じる場合

内閣総理大臣が調整・勧告をします。

- ・内閣総理大臣が関係省庁の事務を調整します。
- ・調整が不十分な場合には、必要な対応を勧告し、報告を求めます。

⑤ 農林水産業の振興のために6次産業化に係る施設等を整備する場合の農地転用許可の特例等の制度を創設 (第17条の2～第17条の4)

農林水産業の6次産業化に資する施設の整備が図られるよう、**施設整備用地の農用地区域からの除外や農地転用許可を迅速かつ円滑に行うための農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の特例**を設けます。

具体的には、以下のような施設を想定しています。

- 農林水産物の生産・加工・販売施設
- 農家民宿や都市農村交流センター
- 木質バイオマス発電施設

⑥ 地方公共団体の要請に応じ国の職員を派遣する制度を創設

(第34・35条)

地方公共団体の長は、地域再生計画の作成や事業の実施等のために必要があるときは、**国の職員の短期の派遣を要請**することができます。



国の職員の短期の派遣に努めます。

- ・地域再生計画の作成や事業の実施を支援する国の職員の短期の派遣に努めます。

※ 地方公共団体が、内閣総理大臣に対する提案や関係省庁間の事務の調整、職員の派遣の要請をする際は、下記のお問い合わせ先にお申し出ください。

◎ お問い合わせ先

内閣府地方創生推進室 地域再生法改正担当窓口

☎ 03-5510-2475

(担当) 参事官補佐 細萱 (ほそがや)

主査 信太 (しだ)、勝俣